

○環境省令第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

環境大臣 小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正

後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準)</p> <p>第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 受託者が受託業務を委託する者(次号及び第五号において「再受託者」という。)が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <del>法第七条第五項第四号イからルまでの</del>いずれにも該当しないこと。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三〜五 (略)</p>	<p>(受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準)</p> <p>第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 受託者が受託業務を委託する者(次号及び第五号において「再受託者」という。)が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <del>法第七条第五項第四号イから又までの</del>いずれにも該当しないこと。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三〜五 (略)</p>

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)

第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等(同法第四条に規定する製造業者等をいう。)の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物(同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。)の再商品化(同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。)

(に必要な行為(同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。)を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準(以下「一般廃棄物処理基準」という。)に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ〜ハ (略)

ト 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

チ (略)

八 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に収集又は運搬する

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)

第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等(同法第四条に規定する製造業者等をいう。)の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物(同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。)の再商品化(同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。)

(に必要な行為(同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。)を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準(以下「一般廃棄物処理基準」という。)に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ〜ハ (略)

ト 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

チ (略)

八 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に収集又は運搬する

者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ（略）

九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、「スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のもものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するもの）に限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ロ（略）

十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の

者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ（略）

九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）、「スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のもものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するもの）に限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ（略）

十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の

軽自動車及び二輪の自動車を除く。)による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。)であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物(日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。)のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

イ (略)

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ (略)

十一 廃牛脊柱(牛の脊柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ロ (略)

十二 (略)

十三 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収

軽自動車及び二輪の自動車を除く。)による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。)であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物(日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。)のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

イ (略)

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ (略)

十一 廃牛脊柱(牛の脊柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ (略)

十二 (略)

十三 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収

集又は運搬を行う場合に限る。)

イ (略)

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ・ニ (略)

(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者)

第二条の二の二 法第七条第五項第四号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。)

イ・ロ (略)

ハ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ニ (略)

集又は運搬を行う場合に限る。)

イ (略)

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ・ニ (略)

(新規)

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。)

イ・ロ (略)

ハ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ニ (略)

七 廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ（略）

八・九（略）

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六 法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 次に掲げる者

イ 法第七条第五項第四号リに規定する法定代理人

ロ（略）

ハ 法第七条第五項第四号ルに規定する政令で定める使用人

三・四（略）

2（略）

（法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第二条の七 法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除

七 廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ（略）

八・九（略）

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六 法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 次に掲げる者

イ 法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

ロ（略）

ハ 法第七条第五項第四号ヌに規定する政令で定める使用人

三・四（略）

2（略）

（法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第二条の七 法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号イからケまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）

く。)のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由

四 (略)

(法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出)

~~第二条の八~~ 法第七条の二第五項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

2 法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 法第八条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 法第七条第五項第四号イからクまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由

四 (略)

(新規)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 法第八条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。



一〇五 (略)

六 申請者が法第七條第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第五條の十一第一項第六号、第六條第二項第七号、第六條の二十四の八第三項第七号、第九條の二第二項第七号、第十一條第五項第六号、第十二條の十一の十二第一項第六号及び第十二條の十二第一項第七号において同じ。）

七〇九 (略)

5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇十 (略)

十一 申請者が法第七條第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

十二 申請者が法第七條第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第五條の十一第二項第八号、第六條第二項第六号において同じ。）

十三〇十五 (略)

6・7 (略)

(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更)

第五條の四 法第九條第三項の環境省令で定める事項は、次に

一〇五 (略)

六 申請者が法第七條第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第五條の十一第一項第六号、第六條第一項第七号、第六條の二十四の八第三項第七号、第九條の二第二項第七号、第十一條第五項第六号、第十二條の十一の十二第二項第六号及び第十二條の十二第一項第七号において同じ。）

七〇九 (略)

5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇十 (略)

十一 申請者が法第七條第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

十二 申請者が法第七條第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第五條の十一第二項第八号、第六條第二項第六号において同じ。）

十三〇十五 (略)

6・7 (略)

(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更)

第五條の四 法第九條第三項の環境省令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ 法第七条第五項第四号リに規定する法定代理人

ロ〜ニ (略)

(法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出)

第五条の五の三 法第九条第六項の規定による届出は、法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一〜四 (略)

五 法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六 (略)

(法第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出)

第五条の五の三の二 法第九条第七項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ 法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

ロ〜ニ (略)

(法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出)

第五条の五の三 法第九条第六項の規定による届出は、法第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一〜四 (略)

五 法第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六 (略)

(新規)

2 法第九条第七項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行ふものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〜五 (略)

六 申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七〜九 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一〜六 (略)

七 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

八 申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

九〜十一 (略)

3 (略)

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 (略)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〜五 (略)

六 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七〜九 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一〜六 (略)

七 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

八 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

九〜十一 (略)

3 (略)

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ・ト (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ・ク (略)

3 (略)

(相続の届出)

第六条 法第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一〜六 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ・ト (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

ニ・ク (略)

3 (略)

(相続の届出)

第六条 法第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一〜六 (略)

七 相続人が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一〜四 (略)

五 法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

六 相続人が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

七 (略)

3 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の四 法第九条の八第二項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〜七 (略)

八 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

九〜十一 (略)

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類)

第六条の六の二 法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 申請者が個人である場合には、住民票の写し

七 相続人が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一〜四 (略)

五 法第七条第五項第四号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面

六 相続人が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

七 (略)

3 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の四 法第九条の八第二項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〜七 (略)

八 法第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

九〜十一 (略)

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類)

第六条の六の二 法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年

八 申請者が法第七條第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

九〇二十一 (略)

(役員の変更の届出)

第六條の六の三 (略)

2 前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七條第五項第四号イからチまでに該当しない者であることを誓約する書面及び登記事項証明書を添付するものとする。

(再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出)

第六條の八 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九條の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 (略)

(広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六條の十六 法第九條の九第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八 申請者が法第七條第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

九〇二十一 (略)

(役員の変更の届出)

第六條の六の三 (略)

2 前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七條第五項第四号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面及び登記事項証明書を添付するものとする。

(再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出)

第六條の八 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九條の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 (略)

(広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六條の十六 法第九條の九第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第七條第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

四・五 (略)

(無害化处理を行い、または行おうとする者の基準)

第六條の二十四の五 法第九條の十第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〜七 (略)

八 法第七條第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

九〜十一 (略)

(一般廃棄物の無害化处理の認定の申請)

第六條の二十四の八 (略)

2 (略)

3 法第九條の十第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 申請者が法第七條第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八〜十一 (略)

4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〜十四 (略)

十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し

三 法第七條第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

四・五 (略)

(無害化处理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六條の二十四の五 法第九條の十第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〜七 (略)

八 法第七條第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

九〜十一 (略)

(一般廃棄物の無害化处理の認定の申請)

第六條の二十四の八 (略)

2 (略)

3 法第九條の十第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 申請者が法第七條第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八〜十一 (略)

4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〜十四 (略)

十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成

十六 申請者が法第七條第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

十七 申請者が法第七條第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員  
の住民票の写し。第九條の二第二項第十一号、第十一條第六項第十二号、第十二條の十一の十二第二項第八号及び第十二條の十二第二項第六号において同じ。）

十八 申請者が法人である場合には、役員  
の住民票の写し

十九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

二十 申請者に令第四條の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

二十一 （略）

年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十六 申請者が法第七條第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

十七 申請者が法第七條第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員  
の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。第九條の二第二項第十一号、第十一條第六項第十二号、第十二條の十一の十二第二項第八号及び第十二條の十二第二項第六号において同じ。）

十八 申請者が法人である場合には、役員  
の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十九 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

二十 申請者に令第四條の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二十一 （略）



5

(略)

(変更の届出)

第六条の二十四の九 法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七条第五項第四号リに規定する法定代理人

二〜八 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三〜五 (略)

4・5 (略)

(一体的処理の認定の申請に係る書類)

第八条の二十八の五 (略)

5

(略)

(変更の届出)

第六条の二十四の九 法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

二〜八 (略)

2 (略)

3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三〜五 (略)

4・5 (略)

(一体的処理の認定の申請に係る書類)

第八条の二十八の五 (略)

2・3 (略)

4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三 (略)

四 第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類

イ～ニ (略)

ホ 法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。ハ及びトにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ヘ 役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ト 令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

五～十 (略)

5 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第九条の二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなけ

2・3 (略)

4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～三 (略)

四 第二項第二号に掲げる者が第八条の三十八の三第五号から第八号までに適合することを示す次に掲げる書類

イ～ニ (略)

ホ 法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ヘ 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ト 令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

五～十 (略)

5 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第九条の二 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなけ

ればならない。

一〜八 (略)

九 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。第十一号から第十四号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十 (略)

十一 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十二 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十四 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十五 (略)

ればならない。

一〜八 (略)

九 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十 (略)

十一 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十二 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十四 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十五 (略)

3 3 7 (略)

(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

1 3 (略)

四 法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)に該当するに至つたこと。

五 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

6 3 8 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

1 第一項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イに係るもの)に限る。次号において同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認めら

3 3 7 (略)

(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

1 3 (略)

四 法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)に該当するに至つたこと。

(新規)

5 3 7 (略)

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

1 第一項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

れる書類、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項  
証明書

一 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イか  
らニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民  
票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかど  
うかを審査するために必要と認められる書類（第一項第二  
号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記  
事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第十四条第五  
項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と  
認められる書類。第一項第二号ハに掲げる株主又は出資を  
している者が法人である場合には、登記事項証明書）並び  
に法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の  
変更の場合に限る。）

三六（略）

（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四  
項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の三 法第十四条の二第三項において準用する法第  
七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二  
号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）  
又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五  
項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るも  
のを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以  
内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提  
出して行うものとする。

一 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イか  
らニまでに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民  
票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨  
の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人であ  
る場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写  
し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記  
事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が  
法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつ  
ては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に  
限る。）

三六（略）

（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四  
項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の三 法第十四条の二第三項において準用する法第  
七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二  
号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第  
十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号  
ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のい  
ずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事  
項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとし  
る。

一・二 (略)

三 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四 (略)

(法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出)

第十条の十の三の二 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

(特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四 (略)

(新規)

(特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)に該当するに至つたこと。

五 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つたこと。

六〇八 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第一項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イに係るものに限る。次号において同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかど

一〇三 (略)

四 法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)に該当するに至つたこと。

(新規)

五〇七 (略)

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第一項第一号に掲げる事項の変更の届出の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第二号に掲げる事項の変更の場合には、同号イからニまでに掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨

うかを審査するために必要と認められる書類（第一項第二号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。第一項第二号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

三〇七 （略）

（法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の二十四 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・二 （略）

三 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四

の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資している者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

三〇七 （略）

（法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の二十四 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一・二 （略）

三 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ



条第五項第二号ロに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由

四 (略)

(法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出)

~~第十条の二十四の二~~ 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が第二条の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行ふものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

(法第十四条の五第四項の規定による通知の手續)

~~第十条の二十四の三~~ (略)

(通知の写しの保存期間)

~~第十条の二十四の四~~ (略)

(法第十四条の六において準用する第十四条の三の二第三項の規定による通知の手續)

に係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの(以下この条において「当該欠格要件」という。)及び該当するに至つた具体的事由

四 (略)

(新規)

(法第十四条の五第四項の規定による通知の手續)

~~第十条の二十四の二~~ (略)

(通知の写しの保存期間)

~~第十条の二十四の三~~ (略)

(法第十四条の六において準用する第十四条の三の二第三項の規定による通知の手續)

第十条の二十四の五 (略)

(通知の写しの保存期間)

第十条の二十四の六 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置可の申請)

第十一条 (略)

2～5 (略)

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～九 (略)

十 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号イに係るものに限る。第十二号から第十五号までにおいて同じ。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十一 (略)

十二 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十三 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五

第十条の二十四の四 (略)

(通知の写しの保存期間)

第十条の二十四の五 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2～5 (略)

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～九 (略)

十 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十一 (略)

十二 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十三 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五

以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十五 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

7・8 （略）

（産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

第十二条の十の二 （略）

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第十五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつた場合には、個人にあつては住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。第四号において同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二・三 （略）

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イから二までに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（前条第六号

以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十五 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

7・8 （略）

（産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

第十二条の十の二 （略）

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第十五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつた場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二・三 （略）

四 前条第六号に規定する事項の変更の場合には、同号イから二までに掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号イに掲げる法定代理人が法人であ

イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類。同条第一項第二号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

（法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二条の十一の三 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第

る場合には、その登記事項証明書並びに役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。同号ハに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）並びに法人にあつては登記事項証明書（同号ロに掲げる事項の変更の場合に限る。）

（法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二条の十一の三 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第

五項第二号イ（法第七條第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四條第五項第二号ハからホまで（法第七條第五項第四号イ若しくはチ又は第十四條第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一〜四（略）

五 法第十四條第五項第二号イ（法第七條第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四條第五項第二号ハからホまで（法第七條第五項第四号イ若しくはチ又は第十四條第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六（略）

（法第十五條の二の六第三項において準用する法第九條第七項の規定による欠格要件に係る届出）

第十二條の十一の三の二 法第十五條の二の六第三項において準用する法第九條第七項の規定による届出は、同項の者が、第二條の八第一項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、法

五項第二号イ（法第七條第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四條第五項第二号ハからホまで（法第七條第五項第四号ト又は第十四條第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一〜四（略）

五 法第十四條第五項第二号イ（法第七條第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四條第五項第二号ハからホまで（法第七條第五項第四号ト又は第十四條第五項第二号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六（略）

（新規）

第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第十二条の十一の十二（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～五（略）

六 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。第八号から第十一号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

七（略）

八 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

九 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、

（産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第十二条の十一の十二（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～五（略）

六 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

七（略）

八 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

九 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これら

これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十一 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

3

(略)

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の十三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 役員住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。ホ及びハにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主

の者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十一 申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

3

(略)

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の十三 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が法第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ホ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又

又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

へ 令第六条の十に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

ト (略)

三 (略)

3 (略)

(相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。第六号及び第七号において同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

三～五 (略)

六 相続人が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び

は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

へ 令第六条の十に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ト (略)

三 (略)

3 (略)

(相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

三～五 (略)

六 相続人が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成



法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

七 相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

3

(略)

(準用)

第十二条の十二の七 第六条の六の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について、第六条の七の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の七の二の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六条の八の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第八項の規定による変更の届出について、第六条の九の規定は令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証について、第六条の十及び第六条の十一の規定は令第七条の六において準用する令第五条の八の規定による休廃止等の届出について、第六条の十二

年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明

七 相続人に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

3

(略)

(準用)

第十二条の十二の七 第六条の六の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について、第六条の七の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の七の二の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六条の八の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第八項の規定による変更の届出について、第六条の九の規定は令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証について、第六条の十及び第六条の十一の規定は令第七条の六において準用する令第五条の八の規定による休廃止等の届出について、第六条の十二の規定は法第十五条の四の二第一項

の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六条の六	第六条の四第四号及び前条第二号	第十二条の十二の五第四号及び第十二条の十二の六第二号
第六条の六の二第一号及び第二号	一般廃棄物	産業廃棄物
第六条の六の二第七号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類
第六条の六の二第八号	法第七条第五項第四号イからルまで	法第十四条第五項第二号イからへまで

の認定を受けた者について準用する。この場合において、第六条の六中「第六条の四第四号及び前条第二号」とあるのは「第十二条の十二の五第四号及び第十二条の十二の六第二号」と、第六条の六の二第一号及び第二号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第八号中「法第七条第五項第四号イからヌまで」とあるのは「法第十四条第五項第二号イからへまで」と、同条第十一号中「第六条の四第六号」とあるのは「第十二条の十二の五第六号」と、同条第二十一号中「第六条の二」とあるのは「第十二条の十二の二」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第六条の七第二項第一号中「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の七の二第一号中「第六条の六の二第一号」とあるのは「第十二条の十二の七において準用する第六条の六の二第一号」と、「法第九条の八第六項」とあるのは「法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項」と、第六条の八第二項第一号中「法第九条の八第二項第一号」とあるのは「法第十五条の四の二第二項第一号」と、第六条の八第二項第二号中「前条」とあるのは「第十二条の十二の七において準用する前条」と、「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の九第三号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第六条の十第二項中「法第九条の八第一項」とあるのは「法第十五条の四の二第一項」と、「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の十二中「一般廃棄物」とあ

第六條の六の二第二十一号	第六條の四第六号	第十二條の十二の五第六号
第六條の六の二第二十二号	第六條の二	第十二條の十二の二
	一般廃棄物	産業廃棄物
第六條の六の三第二項	法第七條第五項第四号イからチまで	法第十四條第五項第二号イ
第六條の七第二項第一号	令第五條の七	令第七條の六において準用する令第五條の七
第六條の七の二第一号	第六條の六の二第一号	第十二條の十二の七において準用する第六條の六の二第一号
	法第九條の八第六項	法第十五條の四の二第三項において準用する法第九條の八第六項
第六條の八第二項第一号	法第九條の八第二項第一号	法第十五條の四の二第二項第一号
	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四條第五項

るのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

		第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
第六条の八第二項 第二号	前条	第十二条の十二の七において準用する前条
	令第五条の七	令第七条の六において準用する令第五条の七
第六条の九第三号	一般廃棄物	産業廃棄物
第六条の十第二項	法第九条の八第一項	法第十五条の四の二第一項
	令第五条の七	令第七条の六において準用する令第五条の七
第六条の十二	一般廃棄物	産業廃棄物

(準用)

第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の四の四の規定による無害化处理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第九条の十第六項の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項の書類について、第六条の二十四の十一の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧について、第六条の二十四の十二の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十三の規定は令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証について、第六条の二十四の十四及び第六条の二十四の十五の規定は令第七条の十において準用する令第五条の十二の規定による休廃止等の届出について、第六条の二十四の十六の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六条の二十四の二」とあるのは「第十二条の十二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(準用)

第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の四の四の規定による無害化处理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第九条の十第六項の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項の書類について、第六条の二十四の十一の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧について、第六条の二十四の十二の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十三の規定は令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証について、第六条の二十四の十四及び第六条の二十四の十五の規定は令第七条の十において準用する令第五条の十二の規定による休廃止等の届出について、第六条の二十四の十六の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六条の二十四の二」とあるのは「第十二条の十二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六條の二十四の 八第三項第七号	法第七條第五項第 四号リ	法第十四條第五 項第二号ハ
第六條の二十四の 八第四項第十五号	住民票の写し	住民票の写し及 び法第十四條第 五項第二号イ（ 法第七條第五項 第四号イに係る ものに限る。第 十六号から第二 十号までにおい て同じ。）に該 当しないかどうか かを審査するた めに必要と認め られる書類
第六條の二十四の 八第四項第十六号	法第七條第五項第 四号イからルまで	法第十四條第五 項第二号イから へまで

(略)	(略)	(略)
第六條の二十四の 八第三項第七号	法第七條第五項第 四号チ	法第十四條第五項 第二号ハ
(新規)	(新規)	(新規)
第六條の二十四の 八第四項第十六号	法第七條第五項第 四号イからヌまで	法第十四條第五項 第二号イからへま で

第六條の二十四の 八第四項第十七号	法第七條第五項第 四号リ	法第十四條第五 項第二号ハ
第六條の二十四の 八第四項第十七号 第十八号、第十 九号及び第二十号	住民票の写し	住民票の写し及 び法第十四條第 五項第二号イに 該当しないかど うかを審査する ために必要と認 められる書類
第六條の二十四の 九第一項第一号	法第七條第五項第 四号リ	法第十四條第五 項第二号ハ
第六條の二十四の 九第三項第一号及 び第二号	住民票の写し	住民票の写し及 び法第十四條第 五項第二号イ（ 法第七條第五項 第四号イに係る ものに限る。） に該当しないか どうかを審査す るために必要と

(新規)	(新規)	(新規)
(新規)	(新規)	(新規)
第六條の二十四の 九第一項第一号	法第七條第五項第 四号リ	法第十四條第五項 第二号ハ
(新規)	(新規)	(新規)

		認められる書類
<p>第十二条の十二の二十二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十四条第一項の規定に基づき、同法第二条に規定する特定有害廃棄物等である廃棄物の輸入を命じられた者 (当該廃棄物を輸入する場合に限る。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十四条第一項及び第十五条第一項の認定を受けた者 (これらの認定に係る廃棄物を輸入しようとする場合に限る。)</p>		

<p>第十二条の十二の二十二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十四条第一項の規定に基づき、同法第二条に規定する特定有害廃棄物等である廃棄物の輸入を命じられた者 (当該廃棄物を輸入する場合に限る。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (平成四年法律第百八号) 第十四条第一項及び第十五条第一項の認定を受けた者 (これらの認定に係る廃棄物を輸入しようとする場合に限る。)</p>		

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令の一部改正)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令 (平成十三年環境省令第四号) の一部を次のように改正する。



次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 設置者が個人である場合には、住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</p> <p>十一 設置者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 設置者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）</p> <p>十一 設置者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</p>

必要と認められる書類

十二 設置者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十三 設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当を出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十四 設置者に政令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十二 設置者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十三 設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当を出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

十四 設置者に政令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部改正）

第三条 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成十三年環境省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、廃肉骨粉の収集又は運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第二条の規定により廃肉骨粉の収集又は運搬を法第七条第一項の許可を受けずに業として行うことができる」とされた者のほか、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場の設置者又は管理者から書面による委託を受けて当該化製場から排出される廃肉骨粉を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、当該廃肉骨粉のみの収集又は運搬を業として行う</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、廃肉骨粉の収集又は運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第二条の規定により廃肉骨粉の収集又は運搬を法第七条第一項の許可を受けずに業として行うことができる」とされた者のほか、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場の設置者又は管理者から書面による委託を受けて当該化製場から排出される廃肉骨粉を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、当該廃肉骨粉のみの収集又は運搬を業として行う</p>

場合に限る。)とする。

- 一 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 二 (略)

場合に限る。)とする。

- 一 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- 二 (略)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令の一部改正)

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令(平成十八年環境省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 設置者が個人である場合には、住民票の写し及び<u>法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類</u></p> <p>十一 設置者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び<u>法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類</u></p> <p>十二 設置者が法人である場合には、<u>法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類</u></p> <p>十三 設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当を出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び<u>法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類</u>（これ</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 設置者が個人である場合には、住民票の写し並びに<u>成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）</u></p> <p>十一 設置者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに<u>成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u></p> <p>十二 設置者が法人である場合には、<u>法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書</u></p> <p>十三 設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当を出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに<u>成年被後見人及び被保佐人に該</u></p>

らの者が法人である場合には、登記事項証明書)

十四 設置者に政令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認める書類

3 (略)

当しない旨の登記事項証明書 (これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

十四 設置者に政令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書

3 (略)

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則 (平成二十三年環境省令第三十三号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下この条において「対象規定」という。) は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲  
 げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(土壤等の除染等の措置等の委託の基準)</p> <p>第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>Ⅱ イ 精神の機能の障害により土壤等の除染等の措置若しくは除去土壤収集等を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ロ(略)</p> <p>三(略)</p>	<p>(土壤等の除染等の措置等の委託の基準)</p> <p>第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>Ⅱ イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ(略)</p> <p>三(略)</p>
<p>(特定廃棄物の焼却を行うことができる者)</p> <p>第六十一条 法第四十七条の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者(以下この号において「焼却受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者であつて、次のいずれにも該当するもの</p>	<p>(特定廃棄物の焼却を行うことができる者)</p> <p>第六十一条 法第四十七条の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者(以下この号において「焼却受託者」という。)の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者であつて、次のいずれにも該当するもの</p>

イ (略)

ロ 次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 精神の機能の障害により特定廃棄物の焼却を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者

ハ・ニ (略)

二 都道府県（その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者（次のいずれにも該当するものに限る。）を含む。）

イ (略)

ロ 次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 精神の機能の障害により特定廃棄物の焼却を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者

ハ (略)

三 市町村（その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者（次のいずれにも該当するものに限る。）を含む。）

イ (略)

ロ 次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 精神の機能の障害により特定廃棄物の焼却を適正に

イ (略)

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ・ニ (略)

二 都道府県（その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者（次のいずれにも該当するものに限る。）を含む。）

イ (略)

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ (略)

三 市町村（その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者（次のいずれにも該当するものに限る。）を含む。）

イ (略)

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。



行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者

ハ (略)

(特定廃棄物の処理を業として行うことができる者)

第六十二条 法第四十八条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者（以下この号において「処理受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの（次号に掲げる者を除く。）

イ (略)

ロ 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 精神の機能の障害により特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者

ハ・ニ (略)

一 国から特定廃棄物（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

ハ (略)

(特定廃棄物の処理を業として行うことができる者)

第六十二条 法第四十八条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者（以下この号において「処理受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者であつて、次のいずれにも該当するもの（次号に掲げる者を除く。）

イ (略)

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ・ニ (略)

一 国から特定廃棄物（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

(平成十五年法律第四十四号) 第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則(平成十六年環境省令第十二号)第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものに限る。)において保管されることとなるもの限り、事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものを除く。以下この号において同じ。

イ)の収集又は運搬(以下この号において「特定廃棄物収集等」という。)の委託を受けた者(以下この号において「特定廃棄物収集等受託者」という。)の委託を受けて特定廃棄物収集等に係る業務を業として行う者(当該受託業務が数次の委託契約によつて行われるときは、国と特定廃棄物収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者(委託を受けた者に限る。)を含む。)であつて、次のいずれにも該当するもの

イ (略)

ロ 次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 精神の機能の障害により特定廃棄物収集等を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(平成十五年法律第四十四号) 第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設(中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則(平成十六年環境省令第十二号)第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものに限る。)において保管されることとなるもの限り、事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものを除く。以下この号において同じ。

イ)の収集又は運搬(以下この号において「特定廃棄物収集等」という。)の委託を受けた者(以下この号において「特定廃棄物収集等受託者」という。)の委託を受けて特定廃棄物収集等に係る業務を業として行う者(当該受託業務が数次の委託契約によつて行われるときは、国と特定廃棄物収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者(委託を受けた者に限る。)を含む。)であつて、次のいずれにも該当するもの

イ (略)

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

(2) 第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者

ハ〜ヘ (略)

三〜五 (略)

(除去土壌収集等を業として行うことができる者)

第六十三条 法第四十八条第二項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 国等から除去土壌収集等の委託を受けた者（以下この号において「一次収集等受託者」という。）の受託業務に係る委託を受けた者（当該受託業務が数次の委託契約によって行われるときは、国等と一次収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受けた者に限る。）を含む。）であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ (略)

ロ 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 精神の機能の障害により除去土壌収集等を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 第五十九条第二号ロからヲまでのいずれかに該当する者

ハ〜ホ (略)

ハ〜ヘ (略)

三〜五 (略)

(除去土壌収集等を業として行うことができる者)

第六十三条 法第四十八条第二項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 国等から除去土壌収集等の委託を受けた者（以下この号において「一次収集等受託者」という。）の受託業務に係る委託を受けた者（当該受託業務が数次の委託契約によって行われるときは、国等と一次収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受けた者に限る。）を含む。）であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ (略)

ロ 第五十九条第二号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

ハ〜ホ (略)

(一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部改正)

第六条 一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令(平成二十七年環境省令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものをいう。以下「中間貯蔵を行うために必要な施設」という。）において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を行う者であつて、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受</p>	<p>(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものをいう。以下「中間貯蔵を行うために必要な施設」という。）において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を行う者であつて、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受</p>

託して行う場合に限る。以下この条において「一般廃棄物収集等一次受託者」という。）

イ 次に掲げる事項を記載した書面を国に提出し、当該一般廃棄物収集等一次受託者が受託業務を委託することについてあらかじめ国の書面による承諾を受けていること。国に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(3)(1) ・ (2) (略)  
(3) 当該者が次に掲げる基準に適合する者であること。

(イ) (略)  
(ロ) 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも

該当しないこと。

(ハ) (略)

ロ、ホ (略)

三 (略)

託して行う場合に限る。以下この条において「一般廃棄物収集等一次受託者」という。）

イ 次に掲げる事項を記載した書面を国に提出し、当該一般廃棄物収集等一次受託者が受託業務を委託することについてあらかじめ国の書面による承諾を受けていること。国に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

(3)(1) ・ (2) (略)  
(3) 当該者が次に掲げる基準に適合する者であること。

(イ) (略)  
(ロ) 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも

該当しないこと。

(ハ) (略)

ロ、ホ (略)

三 (略)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令の一部改正)

第七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定に

よる届出に関する省令（平成二十九年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（第九号において「改正令」という。）附則第二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 改正令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「設置者」という。）が法第十四条第五</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（第九号において「改正令」という。）附則第二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 改正令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「設置者」という。）が法第十四条第五項第二</p>

項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員（法第七条第五項第四号ホに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名及び住所）

十一～十三（略）

2・3（略）

号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員（法第七条第五項第四号ニに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名及び住所）

十一～十三（略）

2・3（略）

## 附 則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。